

特 集

防ごう!
鳥獣被害

動物と共生していくために



鳥獣による農作物被害は、本市の農業振興にとって大変重要な問題であり、対応に苦慮しています。農作物への被害は営農意欲の減退にもつながり、数字として表せるものではありませんが、深刻な影響を及ぼしています。

これから田植えも始まり、農作業の最盛期を迎えます。大切に育てた農作物を動物に食べられてしまい、残念な思いをしたことのある方もいらっしゃるかもしれません。市としてもこれまで皆さんが安心して営農できるようにと様々な取り組みを行ってきました。

一方で、この地球には私たち人間だけでなくたくさんの動物が暮らしています。動物も人間も共に暮らしていけるよう、私たちにできることはどのようなことでしょうか？実際に被害防止に取り組む方々にもお話を伺いました。

●これまでの取り組み

市では、平成20年4月に韮崎市鳥獣害防止連絡協議会を設立し、鳥獣による被害への対策を行っています。市民の皆さんにもご協力いただき、猟友会の追い払い活動や捕獲、地域の電気柵等を用いて被害の増加を防いでいます。

また、市が策定した「韮崎市鳥獣被害防止計画」に基づき、個体数管理のために行っている管理捕獲や特定作物への被害対策として有害鳥獣捕獲を実施しているところです。

このように毎年様々な取り組みや捕獲・防除機材を導入し、効率的な捕獲や防除を行っています。各地区からの相談や猟友会の負担はなかなか減らないのが現状です。

また、狩猟者の減少や、高齢化が進行していることから、対策として新規に狩猟免許を取得する方に対し、補助を行っています。

こうした取り組みに加え、自助・共助の促進が重要であり、それに対して求められる行政側の公助を明確にすることが必要であると考えています。

●地域と一体となった取り組み

そこで、市ではそれぞれの地域で起きている被害や課題を明確にし、対応の手順を作る必要があると考え、集落環境診断を実施することとしました。

この集落環境診断の取り組みは平成28年度より行っています。これまで円野町上円井地区、旭町湯舟地区、清哲町御杉地区で継続して実施してきました。

今後、さらに精度を高めていくことや把握した情報をより広く周知し、理解してもらうため工夫して実施していきたいと思っています。被害に悩む地域の皆さんはご相談ください。

また、猟友会や地域住民の皆さんによる追い払い行為などは継続的に行うことにより、野生動物の出没を減少させ、被害の抑制につながるものです。市では、地域で自衛を行うっていくための体制や制度を整備し、引き続き、鳥獣による被害の軽減に努め、人間と動物が共に暮らせる環境を目指していきます。

